

規制改革会議 第4回 国際経済連携タスクフォース 議事概要

【日時】平成 19 年 7 月 17 日(火) 15:30～17:00

【場所】永田町合同庁舎 2 階 第 2 共用会議室

【議題】在留外国人の入国後のチェック体制の強化について

【出席者】

関係省庁

内閣官房副長官補付内閣参事官	荻野 徹 氏
法務省入国管理局登録管理官	高岡 望 氏
法務省入国管理局入国管理企画官	坂本 貞則 氏
法務省入国管理局局付	中川 潤一 氏
総務省自治行政局国際室長	稲岡 伸哉 氏
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課課長補佐	中嶋 章浩 氏

規制改革会議

有富委員、中条委員、井口専門委員

【議事概要】

有富委員 それでは、定刻になりましたので、規制改革会議 第 5 回国際経済連携TFを始めたいと思います。関係各府省、委員の皆様にはお忙しいところご足労賜りましてありがとうございます。

私が主査をやらせていただいております。本日は中条委員と井口専門委員の 3 人でお話を伺うということにしております。

それでは、議題に入らせていただきます。

先般、関係各府省の皆様方のご協力によりまして、「規制改革推進のための 3 か年計画」を取りまとめさせていただきましたが、このうちの措置事項であります「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」について、本日は関係各府省における進捗状況と今後の対応についてご説明をいただいた上で意見交換をさせていただきたいと思っております。また、本措置事項に関しましては、「犯罪対策閣僚会議」の下に置かれました「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」でご議論いただいているかと思いますが、先日 7 月 3 日に開催されました犯罪対策閣僚会議において、同ワーキングチームの検討結果が報告されましたが、これらを踏まえて本措置事項に今後どのように対応されるのかについてもご説明いただければ幸いです。

なお、本日の議事録及び配布資料は、いずれも後日、当会議のホームページ上で公開する取扱いとさせていただきます。

それでは、内閣官房、総務省、法務省、厚生労働省さんの順にそれぞれ 5 分程度でお願いできれば幸いです。よろしく願いいたします。

荻野参事官 内閣官房内閣参事官の荻野でございます。ただいま委員のお話にもありました「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を中心にご説明を申し上げます。

このワーキングチームにつきましては、規制改革会議との関係では既に何度もご説明をしておりますけれども、今回の委員方との関係では初めてということもございますので、簡単に経緯を申し上げます。平成 17 年 6 月に開かれました「犯罪対策閣僚会議」におきまして、法務大臣から、外国人の在留管理の問題が非常に重要であり、特に在留情報の正確な把握、それから入った後どう管理するかが、非常に重要な課題であるけれども、非常に影響の大きい幅広い問題でもあるので、政府全体としての検討の枠組み作りが必要である、というようなご提案がありまして、関係省庁によるワーキングチームをつくらうということで発足をしたというものでございます。

基本的な課題といえますが、問題意識は、外国人の在留情報について、実態が十分に把握されていないところがあることから、そこをどうすればいいかということでございます。犯罪対策閣僚会議の下ということでございまして、きっかけとしては、犯罪対策ということでもあるわけでございますけれども、これはその後、昨年の 6 月の経済財政諮問会議の席上、当時の安倍官房長官が、当時政府として別途検討中でありました「生活者としての外国人」問題についての中間的な報告を会議の席上述べられたわけですが、そこでも在留外国人の方々への住民サービスについては、日本人と、権利の面でも義務の面でもきちんと同じように扱う必要があると。適法に在留されているの方々については、これはきちんと生活者としての面で受けとめておく必要があると。そういった面でも、きちんとどこにどなたが住んでいるかということ把握することが重要である、という旨のご発言がありました。

現在、犯罪対策閣僚会議の下のワーキングチームで検討しておりますが、これは経緯としてはそういうことであるけれども、今申し上げたような観点から、犯罪対策に限ることではなくて、諸々の行政施策の出発点として正確な情報の把握ということが必要であると。そのための枠組みづくりについて検討を行ってきたところであります。そういうことを受けまして、本日お手元にある横長の資料³と具体的に上に書いた、7月3日の犯罪対策閣僚会議における配布資料をお配りしておりますが、そこにありますように、現状の問題点について分析をいたしまして、それを踏まえて、次のような方向で検討を進めてはどうかということで取りまとめをしたものでございます。内容につきましては、基本的には資料に譲らせていただきますが、どうすればきちんと情報が把握することができるかということで、情報の把握の実効性の向上という観点で、法務大臣による在留情報の一元的な把握についてある程度具体的な検討の方向を示したわけでございます。

併せまして、それを支えるものとして、所属機関、雇用先、あるいは就学先の協力でありますとか、行政機関の情報の相互提供・照会といったことについても言及しております。

また、法務大臣による在留情報の一元的な把握ということに関しまして、現在外国人に対する行政サービスの主要な担い手であって、かつ外国人登録法の事務を扱っている市(区)町村との関係も問題である。こういった点でも法務大臣が収集に関する情報について必要なものについて提供するといったことで、それを前提に適切に措置をすべきであろうということ取りまとめを行っております。

現在の状況としましては、関係省庁、これは約 10 省庁ぐらい入る。かなり横断的な幅広い会合でございますが、そこでそのような議論を進めてきたということでありまして、今後は、その「今後の

進め方」等にもありますように、これは後ほどお話があるかもしれませんが、法務省においてもかなり具体的な検討を進められているということもありますので、内閣官房も必要に応じてお手伝いをしますが、関係省庁において、より具体的な制度作りに入っていくという段階にあると考えております。内閣官房からは以上です。

有富委員 ありがとうございました。続いて総務省お願いします。

稲岡室長 総務省の国際室長でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど内閣官房からご説明がございましたが、現在関係省庁が連携をいたしまして、外国人の在留管理の問題について検討を進めているところでございます。このワーキングチームの検討結果についてというペーパーの現状の問題点のうち、市町村に特に関連する事項といたしましては、在留管理のチェックが点の管理にとどまっており、正確性が確保されていないという点が挙げられようかと思えます。この点につきまして市町村からも強く改善要望を受けているところでございます。

総務省といたしましても、市町村が在留外国人に対し適切な行政サービスを提供するためにも外国人のリストといったものが必要と考えており、また今次の在留管理の一元化に当たりましては、こういった市町村からの要望を受け、その正確性を向上させるという視点が重要ではないかと考えております。後ほどご説明があるかと思えますけれども、現在出入国管理制度と外国人登録制度の一元化、いわゆる在留管理の一元化の問題につきましては、法務省の「出入国管理政策懇談会・在留管理専門部会」において検討が進められておりますけれども、外国人のリストなど市(区)町村との関係につきましては、この法務省における新たな在留管理制度の検討の進展に応じまして、また、これと全体として整合性をもって検討を進めていく必要があると、考えております。

また、2.ワーキングチームにおける検討の(4)市(区)町村の関係につきましては、ここに記載のとおり、法務大臣が収集・管理する外国人に関する情報のうち、一定範囲の情報について、法務大臣から提供を受けるなどして、保有・管理・利用を市(区)町村ができるようにする。そのための制度設計や法的根拠等について適切に措置することとされておりまして、この方向に沿って、今後関係省庁と具体的な検討を進めていきたいと考えております。総務省からは以上でございます。

有富委員 ありがとうございました。では法務省からお願いします。

高岡管理官 法務省入国管理局の登録管理官・高岡と申します。よろしくお願いいたします。

一枚紙をただいまお配りさせていただきました。「新たな在留管理制度に関する検討状況」という紙であります。これに沿ってご説明させていただきます。

先ほど、規制改革会議の関連の方々にはいろいろご説明する機会があったという内閣官房のほうからのお話がありましたけれども、まさに12月にワーキンググループのヒアリングがありまして、そこに井口専門委員もおられたと思えますけれども、その場で、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出するというラインをおまとめになりまして、それが12月の第3次答申、それから、その答申の内容を基本的に引き継いでおります6月の3か年計画、閣議決定したものに引き継がれたということでありまして、法務省としましても、このスケジュールを念頭に置きつつ検討を進めてまいっている状況ということでもあります。今年の2月1日になりますけれども、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」、その下に「在留管理専門部会」というのを新たに設けまして、この専

門部会において、この問題について集中的に検討すると。そして、ある段階まで行って、親の政策懇談会に報告して、政策懇談会でも議論すると。それを踏まえて法務大臣に結果を報告すると、そういう段取りということになったわけでありませう。

メンバーにつきましては、そこに敬称略で挙げさせていただいておりますが、部会長の多賀谷先生が出入国管理政策懇談会、親の懇談会のメンバーでもあります。多賀谷先生が部会長となりまして、そこにありますように、国際法、行政法、情報、刑事、多文化共生、それぞれの分野における有識者の先生方、また、地方公共団体ということでは都道府県レベルで静岡県、市(区)町村という部分では港区、この港区は、外国人登録という法定受託事務を実施するに当たっての市(区)町村で構成する都道府県レベルの協議会がありますが、その全国連合会の会長を今なさっている武井区長にご参加いただいているわけですが、このようなメンバーの方々にご議論いただくということで発足させたものであります。

2月以降、月に1回から2回のペースで、これまで9回会合を開催しております。これに加えて関連施設の視察、また、会合の中では関係者・団体のヒアリングも行っております。教育関係団体、経済産業団体、労働組合、法曹関係の団体、外国人集住都市、在日外国人関係者等々からご意見を聴いております。今後会合を重ねていって、先ほど申し上げたようなスケジュールで法務大臣への報告につなげていきたいというふうに考えております。

部会における主要な論点としては、そこに6点挙げましたけれども、1として「外国人の在留情報把握の制度の一元化」、2として「在留カード(仮称)の交付」、3として「所属機関から法務大臣への情報提供の在り方」、4として「行政機関相互による情報の共有」、5として「法務大臣による情報の保有及び利用の在り方」、6として「市区町村との関係」、こういう論点について、今専門部会の委員の方々にご議論いただいていると、こういう状況であります。

有富委員 ありがとうございます。

中嶋課長補佐 厚生労働省外国人雇用対策課・中嶋でございます。

厚生労働省関係ですけれども、本件につきましては、外国人雇用状況報告の内容拡充、義務化といった項目でございます。これにつきましては、今国会に改正雇用対策法案、これを提出いたしまして先月可決・成立したというところでございます。具体的には外国人を雇用する事業主の方から当該外国人の氏名や在留資格などを届け出ただくと。それから事業主の方に外国人労働者の雇用管理の改善ですとか、再就職の支援といった面での努力義務を設けまして、国はその事業主の方向けに指針といいますか、ガイドラインといったものをつくりまして、事業主の取組を後押ししていくといったようなスキームでございます。こういったことを内容とするものでございます。

審議におきましては、取得した情報の法務省への提供につきまして、外国人のプライバシーといった観点からやるべきでない、あるいは限定的に行うべきといった懸念の指摘もあったところでございます。厚生労働省としましては、不法就労対策を的確に行う上で入管行政との連携が必要であるということですが、あるいは情報の提供につきまして、その根拠となる条文に即して適切に行うといった旨を答弁したところでございます。この改正法の施行につきましては、本年10月1日といった状況でございます。以上が現在の状況でございます。

有富委員 どうもありがとうございました。それでは、委員の方からお願いします。

中条委員 まず基本的なことを教えてください。法務省さんからいただいた1枚の紙で「出入国管理政策懇談会・在留管理専門部会における主要な論点」というのが挙げてあります。これは、これについて論点というだけではなく、この方向で議論をしているということで理解してよろしいのでしょうか。

高岡管理官 今、内閣官房のほうからも説明がありましたけれども、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について」という横長の紙ですが、その2.で、「今後は、次のような方向で検討を進めてはどうか」ということになっております。ワーキングチームとして、その方向で検討を進めてはどうかということで、犯罪対策閣僚会議にも諮っておりますので、基本的にはそこに書いてあるようなことがこの主要な論点として挙げてあるわけですが、そういう方向で検討を進めているということでもあります。

中条委員 ですから、例えば行政機関相互によって情報は共有しましょう。市(区)町村に対しても必要な情報は提供しましょう。あるいは市(区)町村から得られた情報をいただきましょうと、そういうことで考えてよろしいですね。

高岡管理官 はい。

中条委員 そうすると、具体的に私たちとしては、これは方向性としては、皆さん全く異論がない方向で行っていると、そのように承ったと思いますけれども、まずはそのように考えてよろしいでしょうかということを皆さんに確認させていただきたいのですけど、よろしいですか。

荻野参事官 内閣官房でございますけれども、これはまさに政府の意思決定とか意思形成過程について、私どもの立場でどのようなお答えをするのが最も適切であるかということに関わることだろうと思うのですが、極めて形式的なことを申し上げれば、ワーキングチームと言いますのは、あくまで課長級の実務者が集まったものに過ぎなくて、そこでいろいろ勉強しましたというものでございまして、ある種の政治的な意思決定をそこで行ったということではないわけでございますし、また、法務省の話になりますけれども、法務大臣の私的懇談会の下で行われた有識者の会合というのも、専門的なお立場からいろいろ意見を出していただくというものでございまして、それをもってある意思決定、政策決定ができるという性格のものではないということをご承知おき願いたいと思います。最終的には政府の意思というのは閣議で決定されるわけですから、そこまではあくまでプロセスであって、ジャーナリスティックには、こういう方向だ、ああいう方向だという議論もあるでしょうけれども、公式にはどうだと問われれば、そこは検討中であるというようなお答えにしかならないということをご承知おき願いたいと思います。

有富主査 そうですか。いい話だと思うのは、生活者としての在留外国人を多文化共生とか権利義務とかということを含めて、それを実現するために正確な所在確認が必要であって、そのための仕組みづくりをとるところ。こう言っているということは、どうやら皆様全体が共通している感じなのだけれども、今の話を聞いていてちょっと違和感があったのは、生活者を管轄するということとなると、地方自治体なんかも含めて、総務省が主体としてやるべきものかなと思うんですね。外国人だから、もちろん法務省の役割はものすごく大きいのだと思うんだけど、法務省が中心となることにちょ

っと違和感を感じます。役割が逆ではないかなと。生活者という、あくまでも総務省が主体で、法務省がそれを十分にカバーするというスタンスだと思うんだけど、逆転してないかなと気になるのですが、この辺についてコメントいただけますか。

稲岡国際室長 総務省でございますけれども、そういった受けとめも1つの考え方かと思えますけれども、生活者行政というものもたくさんあるわけございまして、消費者保護みたいな話は総務省が担当するのか、また、住民に身近な話で介護保険制度とか国民健康保険制度というのもありますけれども、それも住民に関連するということであれば、総務省が担当するのかということ、それはやはり多少違うのではないかとということで、それぞれの行政分野について所管省庁というのがあるわけございまして、私ども総務省としてももちろんこの問題について大きなかかわりがあるかと思っておりますけれども、そこのかかわりの在り方も含めて、今後よく関係省庁と検討していきたいと考えております。

やはり根っこのところが出入国管理と外国人登録事務、これを在留管理として一元化していこうということが大きな方向性で、それとの関連で、いわゆる市(区)町村との関係、先ほど私のほうからは外国人のリストと申し上げましたけれども、その問題も、もちろん生活者の視点ということも含めて発生してくるということでございます。ですから在留管理の一元化という全体の大きな問題をどのように整理していくのか、その進展に応じて整合性をもってリストの話、市(区)町村との関係も検討していかなければならないのではないかと考えております。

高岡管理官 私の説明が舌足らずであったので2点申し上げますが、まず1つは、私ども法務省で所管していること、また専門部会において検討いただいていることは、この専門部会の名前が示すとおり、在留管理なんですね。住民という立場から考えた場合に、日本人であれば生まれれば住民なわけですね。外国人というのは基本的に外国で生まれていますので、外国人が日本において住民になるということに当たっては、日本に入学して来て、そのときに法務大臣が在留を許可すると、すなわち入管法にある該当する在留資格でもって、かつ一定の在留期間、日本に滞在していいよ、在留していいよという許可をするということが外国人の日本における存在のスタートになっておりまして、その許可を与えること、また、その許可を継続すること、場合によっては許可を取り消したり、または退去強制にするとか、極端な例ありますけれども、そういうことをひっくるめて「在留管理」というふうに申し上げている。ですから特定の個人の外国人が日本に入ることを認めるか、また引き続き日本に居住することを認めるかということなんですね。

そこについて法務省が所管しておりますので、在留管理制度の問題として検討しているわけですから、生活者行政とか、住民行政全般について法務省が先頭に立ってやっていくとか、そういう話を申し上げたのではないということが1点です。

あと一元化ですけれども、ここで申し上げている一元化は、このワーキングチームの紙にもあるように、「法務大臣による在留情報の一元的把握」となっておりまして、外国人個人々人に関する在留情報、名前は何か、どこの国で生まれたとか、どういう在留資格を持って滞在して、どこに住んでいますという、今申し上げた在留管理上必要な情報の把握を一元的にやるシステムを構築しようということでもあります。

現状では二元的なシステムになっておりまして、入国管理法に基づいて入国したときにそういう情報を法務省が外国人から得ます。その情報を得ると同時に判断して外国人に、先ほど申し上げた在留許可を与えるわけですが、入国したときは居住地が決まってない外国人が多いんですね。入国した後どこに住みますということで居住地を決めますと、その居住する市(区)町村に外国人登録を申請するというので、重複する情報も多いのですけれども、情報が外国人から公的機関に吸い上げられる経路が二元的になっておりまして、これを一元化しようということでもあります。ですからあくまでも法務省の所管の在留管理の枠組みの中での一元化であるということ、ほかの省庁がなされていることを一元化するというのではないと、その2点だけご説明させていただきたいと思います。

有富主査 よくわかりました。そうすると、どうやら規制改革会議が意図としていることと、さっき内閣官房から説明があった目的と、今のお話で法務省がやろうとしている改革とは、少しギャップがあるのではないかという気がするのですが、この辺はいかがでしょうか。

荻野参事官 そうしたことは、ちょっと私どもではわかりませんが、外国人を取り巻いているような問題がありまして、例えば、犯罪対策もありますし、非行の問題もあるのですが、一番の根っこというか、ポイントとなるものは何かというと、いわゆるニューカマーと呼ばれる方について問題が多いのですが、どなたがどこに住んでいるかということがわからないというか、必ずしも正確にわかっていないというところにあるのであろうと考えております。もちろん不法滞在のような人については、追いかけて行って取り締まるしかないみたいなのところもあるわけですが、適法に滞在されている方でもどこにどなたがおられるかよくわからないということで、それがいろいろなトラブルの原因となったり、生活者のサービスが十分でなかったりする原因になっています。また、それが非常に不幸な連鎖をたどって、犯罪とか非行という問題にもなるかもしれない。

だから出発点として、行政として一番手を打たなければならない出発点としては、在留外国人に関する情報の正確性をどう高めるかということで、それが高まれば犯罪対策にもなるし、生活者のサービスの向上にもなるということです。

では、高めるにはどうすればいいかということで、このワーキングチームでもいろいろ議論をした結果、抽象的に頭の体操ではいろんな仕組みがあり得るけれども、実効性の担保やその他実施体制諸々を考えたときに、法務大臣による在留管理一元的把握というものが実効性を増す上で一番いいのではないかというような結論になりまして、もちろんこうしたから100点満点になるかどうかというのは、今後の具体的な検討次第ではございますけれども、私どもの問題意識に関していえば、まさに在留情報の正確性の向上、ないしは届出義務の実効性の確保ということなのです。

では、それだけかというご質問が出るのですが、私どもは、それがないとそもそも出発点に立たないだろうという実態把握の制度について論じているのでありまして、しかもそういった報告等の制度についてはいろいろ複雑な仕組みもありまして、それを改革するとなると、技術的にもいろいろ大きな制度改革になるということで、時間をかけていろんな相談をしていきたい。そうすると当然市町村行政にも及んでいくという構図だと思うのです。

ですから、ここでの我々の議論は、まさに外国人の受入政策というような、そういう政策的な大議

論をしているということではなくて、かなり技術的な仕組みについて、どのようにすればうまく回る仕組みにできるかという話なのです。そういう技術的なツールを持っているところはどこなのかということになると、法務大臣による一元的把握ということであれば、それはまず法制上の仕組みを持っているのは法務省であろうということになります。他方、それは市町村にも必要なもので、市町村へ情報を提供したときに、そこはどうかということについては総務省にもいろいろご検討いただかなければならないということになる。私どもは、そういう、まさに実務家レベルの検討で、技術的にどうしようかというような話をしておりますが、これは、確かに規制改革会議における国の在り方に関する議論とはレベルが違ってきます。

中条委員 今、そんな話では決していない。

有富委員 全然違う。だからさっき言われたとおりなんですよ。いわゆる生活者として在留外国人もちゃんと見ましょう。そのかわり、権利・義務も果たしてもらいましょう。しかしそれは、地方行政が把握できないことには何にもならない。その辺り、きちんと把握できる仕組みをおつくりくださいという、こういう問題です。

荻野参事官 それはおっしゃるとおりです。

有富委員 ですから、そこは一緒だと思うんですね。

荻野参事官 生活者にとってのサービスというのはいろいろありまして、市町村でやっているものもあれば、他の機関が行っているものもある。ただ、外国人についての情報は、日本人みたいに住民登録でわかるわけではないのでどうするか、そういうような話になっていくのだらうと思います。

中条委員 外国人をどれだけ入れるかとか、どんな外国人を入れるか、そんなことは今ここでは全く議論していません。それは別の問題でここでは考えていません。

有富委員 それは別の問題、その議論は別途議論させていただくべきものと考えています。

中条委員 それは別途やりますけど、今は入ってきた外国人の人たちが……

有富委員 それも合法に入国された外国人。

中条委員 その人たちがきちんと義務を果たして、かつ権利も得られるようにするためには、まずは情報をきちんと把握することが必要でしょうと。そこから出発点というふうに考えていただいて、私はだから最初に確認をしたかったのは、その点では皆さん同じ考え方ですよということをまず確認したかった。

じゃあ、そうするためにはどうしたからいいかということについて、具体的な方法について明確に、これがいいという方法はまだお決めになってないと考えてよろしいですか。

荻野参事官 はい。

中条委員 もしそうであるならば、規制改革会議としては、申し上げたいことは、外国人が生活をしていく基盤というのは市町村にあるだろうから、自治体はその情報をきちんと把握できるようにして、それが法務省にも、あるいはほかの官庁にもつなげていけるような、そういうシステムというのが一番効率がいいのではないだろうかと考えているのですが、というのが、先ほど主査のご質問だったわけです。

有富委員 そうです。

荻野参事官 それについてはこれからいろいろ具体的な検討が進んでいくのだろうと思いますけれども、ワーキングチームで議論している中身について申し上げれば、市町村もそういった情報を持っているべきであるというのは当然ですが、まさに在留外国人の届出義務というか、ご本人に情報を持って来てもらわなければならないというところの実効性をどうすれば最大限担保できるのかということについて、技術的な選択肢の1つとしては、先程申し上げましたとおり、法務大臣が在留情報を一元的に把握する仕組みにするということではないかと考えた次第です。もちろん、全くの白地で考えれば、市町村長に対する届出義務で市町村長が届出義務の義務履行確保も全部するのだというのも、日本国憲法の下で、別に論理的には成立可能な仕組みだと思えます。しかし、我々が議論してきたのは、現実問題として実効性を確保することに関して言えば、ここに書いてあるような形であれば、報告義務の実効性の向上が期待できるのではないかとということでもあります。もちろん、それはそう決めたのかと言われれば、これはあくまでワーキングチームの議論の結果が、議論の内容について申し上げれば、私が一番気になるのは、制度をつくっても、それが実際動かなければ意味がないですし、義務を課しても、その履行の担保をしなければ意味がないという点です。そして、履行の担保というのは、実質的に、どれだけの行政資源を投入できるかとか、あるいはどういう形で違反者に対応できるかとか、種々の要素の影響を受けますので、必ずしも、入手すべき情報の性格から、かくあるべしというふうに論理的に決まるとは限らないのだろうと思うのです。そこはいろんな議論を今しているということだろうと思います。

中条委員 そのところはもちろんよくわかるんですけども、今、荻野さんからいただいたこの横紙の中でも、市(区)町村との関係のところでは、「一定範囲の情報について、法務大臣から市(区)町村は情報を受けるなどして」と書いてありますよね。実体的に言って、法務省が個々の外国人について、入ったときと出るとき以外のところでどうやって把握をしていくのだろうかというのが非常に疑問なんですよ。そこはきちんと把握できるのは市町村なのではないかと。そんなことないですか。私は単純に質問として申し上げているわけなんですけれども、外国人が登録をするときに、法務大臣に登録するということは、出入国管理局だとか、あるいは地方のそういった分室ですか、そこへ行かなければいけないわけですね。普通の日本人であるならば、市町村の役場、あるいは支所に行けばできることであって、なぜ外国人は入国管理局へ行かなければいけないのか。そういうコストを考えると、面倒くさいから行かないとか、そういう人も当然出てくる可能性もあるだろう。要するに目的を達成するための効率性ということから考えて、市町村で対応するほうが効率的なのではないかという気がするんですけども、そこはいかがでしょうか。

高岡管理官 ご指摘いただいたとおり、外国人側の負担というのは重要な要素なんです。ですから新たな制度をつくるに当たっては、外国人の負担というのが過大になるということはもちろん避けるべきです。そういう観点から申し上げますと、まず現在の制度では、同じ情報を、これは全く同じではなく、かなり重複があるということですが、入管局と市(区)町村に2回届けに行かなければならないということになっているものですから、そこは1つ大きな軽減になるということはあるかと思えます。

あとは法務省から市(区)町村に情報を与えるというところについて、支障のないように円滑に行

いたいと思いますが、まず外国人が入国許可をしたときに法務省として情報を得ますし、それから在留許可をするに当たっては、先ほど申し上げたように、資格と期間というものを与えておりますので、資格を変更したいとか、または期間を更新したいという申請があれば、そのときに、それは現状でも入国管理局の地方支分部局に来ていただいておりますので、そこはそういうことで得た情報をまた必要に応じて市(区)町村に流すということはあると思います。

あとは、市(区)町村もまさに外国人の居住するところに密接しておりますので、ここで掲げてある情報のすべてを独占的に入管局に来てもらうことにするのかどうかということについては、検討の余地がありまして、そこは検討していくということかと思っております。

井口専門委員 本日は各省のほうからご説明いただきました先ほどの犯罪対策閣僚会議に出た文書をベースにして、幾つかご質問申し上げたいと思います。

特に内閣官房と総務省、法務省の方々お伺いします。今ちょうど議論になっておりました本人が入管局へ届け出るといった部分についてです。実は先週、私は、外国人集住都市の研修会に行って、いろいろな意見を聞いてきました。本日も出席の皆様方は、外国人の情報を正確にとるという観点だけから議論されています。しかし、もし自治体の窓口に行く必要はありません、全て地方入管に行きなさいということになると、自治体でサービスを受ける必要がない人以外は自治体に来ないし、恐らく住所の変更があったり、あるいは働いたりする場所の変更があったりしても、労力をかけてまで地方入管にも行かないだろう。

総務省は自治体レベルで、多文化共生施策を推進していただいているのに、自治体の窓口にも外国人が余り来なくなるという実態を恐らく招くような提案について、どうお考えですか。そのような懸念は、何名もの自治体の関係者から聞いております。

同時に、自治体は、まだ全国に千八百以上もあり、各地で届出ができます。できるだけそういうところで届出ができるようすることが住民の利便を図るという地方自治法の考え方にも合致しているんです。皆さん方は、ご自分が海外に行かれて、受入国の入管ないし外国人局のようなところに行かれて、どのような思いをされましたか。滞在資格を取るために、何時間も待たされたり、何時間も待っていないながら、本当に数分間で、けんもほろろに、資料が不足だからもう一回来なさいと言われてたり、私もそういう経験が何度もあるのです。入管の窓口でぞろぞろ並んで待たなければいけない。しかも入管の方々の主体的能力は限られており、窓口は人で溢れている。例えば神戸の支所も同様です。職員の方々はほとんど政策的な議論をするような暇もない。毎日のことだけをこなしている。そのようなときに、住所の変更から何から全部地方入管に届けろというのは、私は現実問題として無理だと思います。実態は、先ほど荻野参事官が言われたことと逆だと考えます。

ですからデータをとるといった観点だけではなくて、多文化共生施策の主体である自治体に、それなりの役割を持たせるという政策的なことも考えながら、ご議論いただくべきであると思います。私は、この「一元化」というのは、もしかすると間違った方向ではないかと心配しております。その点について、内閣官房と総務省、法務省それぞれにお伺いしたいと思います。

ちなみに規制改革3か年計画には、法務大臣が情報一元化するというようなことも一言も記述されていない。むしろ出入国管理というのは1つの柱ですが、自治体の外国人施策というものを重視

するという観点から、いろいろ提言されていると思っております。その点についてまず率直にご回答いただけないでしょうか。

荻野参事官 ちょっとどういう文脈でお答えすればいいかわかりませんが、場合によっては、きょう私は来ないほうがよかった、つまり、今回の議論には、内閣官房は実は関係がなかったということかもしれませんけれども、私どもの議論の過程では、外国人について在留期間の更新であるとか、在留資格の変更といった点について、これらは法務大臣の判断と切り離すことはできないであろうというところを前提にしておりますので、そういった点も含めて全く違う仕組みを考えるということであれば別かもしれませんが、結局のところ法務大臣との関係というのは残らざるを得ない。となると、現状はそれを踏まえつつ外国人登録制度というのをダブルトラックで走らせているので、それを前提として実効性を高めていく仕組みといったようなことも議論もいたしましたし、井口委員がおっしゃられたような選択の可能性があることはワーキングチームの検討結果は別にして、それは否定されるものではないのだろうと思います。ですから、そういったことも含めて、法務省においては、こういった在留管理検討部会等でいろいろ自治体のご意見も伺いつつ議論を進められていくのだろうと思います。

いずれにしろ、在留期間の更新とか、在留許可のような現在国(法務大臣)の権限であるものを全部、又は相当程度市町村に移すみたいなことをすれば、そこで一元化されるということがあるのかもしれませんが、しかし、それが難しいとすれば、現在のようなダブルトラックで走らせるか、あるいは法務大臣による在留情報の一元的把握という仕組みにするかということになるのではないのでしょうか。

あともう一つは、届出義務はもちろんインセンティブによって届け出いただくというやり方が一番望ましいわけでありまして、もちろん我々の住民登録にしても、必要だから登録するということで、制度が回っており、外国人の届出についてもそういう形で回っていけば、それはそれで望ましいと考えられますけれども、義務履行をしなかった場合の担保をどうするかといったことについては、現在の外国人登録法の仕組みの下において、制度的にはもちろん罰則はかかっているわけですがけれども、その罰則の適用によって実効性を高めていくというのは、現実的ではないだろうというような議論をしております。

稲岡国際室長 荻野参事官からもお話しがあり、多少重複になるかもしれませんが、いろんな問題があって、在留情報の正確性を向上させようと、そして一元化をするということであれば、これは在留管理という話ですから、それは国なのだろうということで、今の検討の方向はそうなっていると私は思っております。先ほど法務省からお話もありましたが、(4)のいろいろな情報ですけれども、これはすべて独占的に入管に届出を行うという手法もあり得ますでしょうし、市町村がそこでお手伝いをするということも考えられると思います。これは、むしろ関与するといったほうがいいのでしょうか、そこらあたりは技術的な問題等多々ありますので、今後よく関係省庁で調整をしていきたいと、考えております。

ご指摘の外国人住民の利便の確保、負担にならないという視点も重要であろうかと思っておりますので、そういった点、負担にならずに正確な情報を得るといったのはなかなか難しいのかもしれませんが

れども、その両面をにらみながら制度設計を考えていく必要があるのではないかと、今の段階ではこのように考えております。

高岡管理官 先ほど3か年計画についての言及をいただきましたが、そこにも複数の問題が入っておりまして、それをどういう筋道で考えるかというのは若干複雑だなというふうに思っているんですけども、81 ページをお目通しいたきますと、81 ページの3つ目のパラグラフですか、「したがって、外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として」……

井口専門委員 ページがないのですが、どこですか。

中条委員 2枚目の冒頭です。

高岡管理官 すみません、ちょっと違うものを見ておりまして。2枚目の冒頭に、「したがって、外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は……」とありますけれども、ですから、まさに一元化と申しまして、先ほども申し上げましたが、住民行政とか生活者というところについて法務省で一元化しようとしているわけではありませんので、在留管理に関する法務省入管局の主要な2つの法律、いわゆる入管法、それと外国人登録法、このそれぞれ別個の制度による情報の把握について一元化するというのを申し上げているわけですし、ここでは規制の集約という言葉を使っていますけれども、基本的にはそういう方向を前提にご議論いただいているのかなと思います。

今問題になっております住民行政云々のところですけども、そこについても、まさにこの紙の前のページの一番下の4行のところに書いてありますけれども、現行の外国人登録制度、これは在留管理を目的とした制度ですので、住民行政にもいわば利用しているわけですが、その上に2行くらい書いてありますね。「この点により、外国人登録制度は外国人住民の地位に関する記録としても利用されるところとなっている」ということで、あくまでも策定した本来の目的は在留管理でありまして、住民行政にこれを利用するということになると、当初の想定を外れておりますので問題が出てくると、ここの下に書いてあるわけがございますね。ですから、そういうことで一定のご理解を賜りたいということと、後は入管局の地方支分部局、地方入管局の窓口、何時間も待つじゃないかというようなご指摘がありました。そこにつきましては、予算面でも人員面でも、また事務の合理化でも努力して、それはなるべく待ち時間を少なくするというところで法務省としても努力しておりますけれども、引き続きその努力は続けていきたいというふうに思っております。また、外国人の利便の問題につきましては、先ほどの重複になりますけれども、負担が過大にならないように、そこは仕組みを考えていきたいというふうに考えております。あと自治体のサービスを受ける必要のない人が、地方入管局に行かないのではないかとのご懸念がありました。……。

井口専門委員 自治体のサービスを受けたいと思う人だけ、自治体にわざわざ出向くけれども、そうでなければ、もちろん自治体に一切来なくなってしまうということです。自治体に来るかどうかが問題なのです。また、自治体にすら来ない外国人が、地方入管に届けるかだろうかということも申し上げたのです。

高岡管理官 そういう意味ではそういうことでございますけれども、自治体のサービスを受ける必要性を感じてないような人につきましては、現在でも2つの方法がありまして、1つは外国人登録法

に基づく罰則というのがあります。これが必ずしも十分有効に機能していないのではないかとのご指摘がありますが、そこにつきましては、今度は入管局のほうで一元化してやれば、これは入管行政上の様々な措置と関連づけて考えるという可能性も出てきますので、そういう背景もあって、その履行率が上がるということを期待しておりますし、あとは自治体に行くことによるメリットということで、家族でお子さんの就学とか、または様々な給付行政のサービスとか、そういうものを期待している人は、当然これは登録が前提になりますから、それは行くのだと思います。

そういう給付サービス等、自治体に対する期待がない人についてどうするかという話になるのだと思いますけれども、そこは今申し上げた入管行政に一元化することによって、行く率を上げること以外に、実は現状におきましても、そういう人は自治体に行っているかどうかという問題があるのだと思いますね。ですから最初の登録については自治体に行くかもしれませんが、例えば転居をしたとか、そういうときに、現行の制度でもそういう人の中には、恐らく自治体の窓口に行かない人はいるのではないかと。そうするとそこを新たな制度にして、先ほど申し上げたような要素で行く率を上げたいというふうには思っておりますが、それを前の制度に戻すといいますが、自治体に行って、申請するというシステムを考えたときに、そういう人はいずれにせよ行かないというケースもあるのではないかと気がしております。

有富委員 私、一言しゃべらせていただいてもいいですか。要は在留許可を認めた外国人の所在確認が必ずしもうまくいってない現状があり、そうした人たちの正確な所在確認をしようとする仕組みをつくって法案化してくださいと、そこで、わかりましたやりましょうと、こういう合意の上で今進んでいるわけですよね。

高岡管理官 そうです。

有富委員 そうですね。そういう意味からすると、今のそちらのお話はただ、法務省の従来の2つの情報をくっつけるというだけの話で、外国人に登録しに行こうというインセンティブを与える工夫がどこにも感じられない。今までとほとんど同じで、ただデータを2つくっつけるということだけにしか感じられない。そこについて訊くと、そこは努力してそうなるようにとかおっしゃるけども、そんなことになるわけないんですよ、今できてないのだから。

だから、どういう仕組みをつくって、外国人の方が登録するインセンティブを与えるかということを考えるのが、政府の役割なのに、今話を聞いていると、法務省にお鉢を渡して、今までの法務省でやってきた2つの仕組みをくっつけるという程度のことしか言ってない。

荻野参事官 市町村に登録するインセンティブということがいろいろ議論になるのですが、議論の過程では、市町村が日本人と同じような行政サービスを提供し、外国人がそういうサービスがほしいということで、登録に来るという形そういうプラスのインセンティブでどんどん登録の程度が上がれば、それはそれで一番望ましいのだろうと。

有富委員 できない理由を聞いているのではなくて、ではどうすれば外国人の正しい所在確認の問題が解決するかを考えてくださいと言っているのだから、いわゆる地方自治体のサービスがインセンティブになれば済むものではない。そんなこと言われたって、何にもならないです。

荻野参事官 法的な担保の手段としては、入国管理法で……

有富委員 ではどうするんですかと聞いているわけで、今のこの流れでは流れが変わらないでしょう、余り解決しないのではないですかと言っているわけで、こうすれば解決するという主張してもらわないといけない。できない理由を並べ立てたって何にもなりはしない。

高岡管理官 そこは今お配りした主要な論点に書いてありますように、繰り返しの部分があって恐縮ですけれども、1の一元化によって、入管法上の処分と連動・関連づけると。あと3で、「所属機関から法務大臣への情報提供の在り方」ということで、これは外国人は、いずれにせよ、日本に滞在するためには何らかの立場を持ってどこかに所属しているということになりますが、その一番大きいところは雇用先だと思しますので、そこにつきましても、今、厚生労働省のほうからご説明いただいたように、雇用状況報告制度ができましたので、改正雇用対策法によって、外国人を雇う事業主は、外国人一人ひとりについて氏名等を報告しなければならないということになり、そこで、登録等をしてない人に関するデータも入ってくるということがあります。同様な仕組みについて、これから他の部分、所属機関についても考えなければならぬところですが、一番大きいのは教育機関だと思っておりますが、それについては、今後適切な措置について検討していくということかと思っております。

あと、4の「行政機関相互による情報の共有」ということで、外国人に関する情報は基本的には法務省が持っていると思っておりますが、ほかにもいろいろ住民として日本に存在しておりますので、いろんな関係省庁で情報を持っているものもあると思っております。これは個人情報の保護とかプライバシーの問題とかありますから、そういう重要な原則に十分配慮しつつということになると思っておりますけれども、一部、特に問題のあるような人についての情報の共有も行われるようになっていくというふうに期待しております。

そういうことで、もろもろの要素が合わさることによって、全体として精度が上がっていくということを期待しております。

有富委員 おっしゃらなかったけれども、在留カードの交付というのは、効果が上がりそうな感じがしますね。

高岡管理官 今ちょっと、飛ばしてしまいましたが、現行の外国人登録証明書というものは、これは戦後直後からの制度でありますので、もう55年たっているわけですけれども、これは基本的には本人の登録申請を待つと。本人が登録を申請してきたら、これはむしろ市(区)町村においては登録を受け付けなければならないというふうになっているわけですね。極端な話、在留資格のない人についても、それは受け付けなければならないというふうになっておりまして、法律はそういう立方になっておるものですから、要は戦後直後の日本に外国人が混乱時期も含めてどれだけいるかというのを正確に把握したいということでそういう仕組みになっておりますので、ですから在留資格のない人についてもカードは交付されるということになっております。在留資格のない人は赤字で書いてあるのですけれども、それが今は偽変造対策等で、きれいな精巧なカードになっていまして、国が作成しているものですから、そこは法務省としても、これは在留資格ないんですよとPRはしていますけれども、一部誤解を生むということもありますので、今度は在留カードは適法に日本に滞在する人だけに在留許可を与えた証しとして交付するというので、そういうことになると、まさに主査のおっしゃったとおり、そのカードの情報等と本人が、どちらも適法であるということを示すことに

なりますので、そういう観点からもこの制度があるというのは……

有富委員 効果あるでしょうね。

高岡管理官 というふうに期待しております。

有富委員 井口先生、どうぞ。

井口専門委員 もうあと2点だけお伺いしたいと思います。一つは総務省に伺いたいのですが、総務省は在留管理という議論をあまりにも狭くお考えになっていませんか。私どもの議論は、規制改革推進のための3か年計画の中にもありますように、例えば国保の加入だとか、地方税の納税問題とか、みんな自治体にとって大事な情報の管理は、全て在留管理の一部なのです。皆様方の検討結果によれば、そういうものを除外してしまい、入管局に直接関係ある部分だけを一元化しようということになったため、ある意味では、極端な結論を出す結果になったと思うのです。

自治体がほしいのは、外国人がどこにいるかだけでなく、その人がちゃんと税金払ってくれているかどうか、国保に入ってくれているのか、あるいは社会保険に入っているのか、場合によっては雇用の場でちゃんとした処遇受けているかということ、地域で把握できることなのです。そのことが把握できないシステムをつくっても、一体自治体のためになるのでしょうか。以前、荻野参事官が、狭い定義とか広い定義とかの議論をするのは余り得策でないというようなことを言われてましたが、もともとこの3か年計画ないし規制改革関係の答申は、すべて広い意味の在留管理の議論しております。そうしないと、外国人の権利・義務関係をちゃんと特定できません。税金を払ってない外国人がいたら、早く払ってほしいのは自治体であって、入管局ではないのです。外国人が社会保険に入っていないために、ある病院では、もう1,000万円以上も未払いの医療費がたまっていて、自治体は何とかしてくれと言われていたといった話も、全部自治体の問題ですね。

入管法上はどうかといいますと、例えば、永住権を申請してきたときに、素行が善良であることを審査しております。そこで、ある外国人は、それまで払っていなかった3年分の国税をさかのぼって支払い、納付証明書を入管局に提出したそうです。それ以降、その外国人は、また、税金を払っていないし、社会保険にも入っていないそうです。そういう例も幾らもあると思われます。

つまり、在留資格の変更や延長の許可のときにチェックしていただくのは、極めて大事なことです。すなわち、入管法の20条から22条までの実施は重要です。しかし、申請した時点ではなく、日常から在留管理をやる主体は、入管局ではなく自治体のはずなんです。そのことを、皆さんは何か勘違いなさっている。全部自治体から情報を取り上げてしまって、従来は登録証を発行する権限だけはあったのですけれども、それもなくなってしまうのです。市町村等の自治体は、本人が窓口に来なくて、その人について情報があれば、お子さんを学校に行かせてくださいとか、予防接種をしてくださいとか、いろんな通知を出したいわけです。ところが、その基礎となる情報が正確じゃないままなのです。ですから、もうちょっと自治体中心に在留管理の仕組み考えていただかなければいけないと思います。そのことを差し置いて、なぜ入管局に一元化しなくてはいけないのか。

もう一つ、申し上げますと、総務省は、先ほど見た「したがって」の文章の下の後の「なお」書きの部分を理解されているのでしょうか。その部分を読みますと、「なお、改編後の当該制度の目的は、現行の外国人登録法及び日本人住民を対象とする住民基本台帳法も参考として、外国人住民の

居住関係を明確ならしめ、在留外国人の公正な管理に資すとともに、外国人住民の利便を増進し」と、こういうふうに書いてあるのです。要するに、入管行政の目的だけでなく、やはり、地方自治又は、自治体の行政目的も同時に果たせるように、新たな制度を仕組もうとしているのです。それなのに、皆さんは、入管行政の目的だけを念頭に置いて議論されていませんか。本来であれば、外国人住民基本台帳制度といったものを創設するのが筋であるのに、総務省は何でいつまでも黙ったままでおられるのか。そういう要望も出ているはずだと思います。この点についてお答えいただけますか。

稲岡国際室長 私ども市(区)町村の現場に行ってお話を伺ったり、あるいは要望書等も多々いただいております。それについて、これはどういう意味だとか、どこを改善したらいいのか、そういう分析を行っておりますけれども、一言でいえば、今、市(区)町村が一番求めているのが、正確な情報がほしいということに尽きるのではないかと考えております。現在も外登法の事務を実施する上では情報を持ってあるわけですが、それが要するに正確でないというところが問題なので、その正確性を向上してほしいというのが、たくさんいろんなご要望をいただいておりますけれども、最終的にはそこに尽きるのではないかと考えております。今回の在留管理の一元化という中では、そういった正確性の向上というのが最も大切であると考えており、正確性の向上した情報を地方団体が取得して住民サービスに生かしていくと、こういったスタンスで考えておるところでございます。

それと、これはこれからまたいろいろ制度設計で詰めていかなければいけないわけでございますけれども、在留管理、国に一元化いたしますけれども、全部が全部入管だけに届けるのかといえば、そのところはいろんな考え方があるかと思っておりますので、そういったところは、外国人の方の利便性とか、あるいは市町村の持っているノウハウとか、そういったことを考えて制度設計をしていかなければいけないのではないかと考えております。

それから、外国人住民基本台帳法のお話がございましたけれども、そういった法の制定というものも1つの考え方だと思っておりますけれども、市町村の話を聞いて一番重要なのは、持っている情報の正確性を向上させることなんだということに尽きると思っておりますので、その観点からどういう制度設計がいいのかということをよくよく検討していきたいということでございます。

井口専門委員 情報の正確性、正確性とおっしゃるのですが、入管局、地方入管から集めれば正確だという主張については、私は十分な根拠があるとは考えていないのです。いろいろな機関がキャッチした情報を突合し、例えば外国人雇用状況報告のデータと、本人が届け出すものと、そういうものも1つありますし、それから、社会保険に入っていれば、そちらのほうに出ている情報もあります。そういうものを照合する中でしか実態はわからない。ですから相互照会・提供のシステムというのは非常に重要なのですが、皆様方の報告だと、これは、ある意味の付け足しのように見えるのです。むしろ、この部分をしっかりさせないと、情報の精度は上がらないというのが私たちの考えです。

荻野参事官 先ほど主査からお叱り受けましたけれども、先刻より申し上げているとおり、ポイントは正確な情報です。情報を正確にするためには、本人に届け出てもらわなければならないと、届出にメリットがあるか、届け出ないことにデメリットがあるかですよね。

中条委員 両方だと思います。

荻野参事官 届出については、先ほど高岡管理官から申し上げたような意味で、いろいろな意味で考えられる履行担保手段をとって、まず届出義務履行の程度を高めたいということがあるわけです。あと、井口先生がおっしゃるように、いろんな情報を突合して、情報の精度をさらに高めるといことはあろうと思いますけれども、それは何といいますが、いろんな情報を全部集めて突合すれば、それはより良いわけですけれども、雇用対策法の議論でもありましたように、国会でもいろんな議論があり、マスコミ等でもいろいろ批判的な記事が出たりというようなこともあり、できることとできないことがあるのです。ただ、今後でもできることはどんどんやっていきましょう。今回は雇用主だけですけれども、今後は、雇用主以外の学校とかについても何かできることを考えていこうということで、そういう意味で情報を高めようということを考えています。

井口先生のお話で若干よくわからないのは、例えば永住の許可の判断のときにどこまで材料を集められるかという話は、市町村での情報の正確性の話とはちょっと別の話というか、いろんなことを考えなければならないというのはわかりますけれども、そのことと、とりあえず今いる外国人がきちんと届出義務を果たすかどうかという話とはちょっと別な話のような感じがするのですが。

中条委員 そうでもないと思うんですね。荻野さんですね。

荻野参事官 ええ。

中条委員 「荻野さん」に、ネームプレートがなっているんですね。私はそれについてどうでもいいわけですよ。「荻野さん」でも「萩野さん」でも。それはどうしてかかという、荻野さんについての情報を別に手に入れたいと思わないからですね。だけど、例えばかわいい女性だったらいろいろ聞きたいと思うかもしれない。要するに自治体は外国人の在留についてそういう存在だということなんです。情報を集めたいと、そういうインセンティブを持っているところが情報は集めたほうが効率がいいでしょうということ、仮説としては。

法務省入国管理局としては、出て行くところと入って来るところにはご興味あるかもしれないけれども、ほかのところはあまり興味がない。やっぱり情報というのは必要だと思うから一生懸命集めるのだと思うんですね。そういう点で自治体を中心になっておやりになるということは大事なんじゃないか。

荻野参事官 私も自治体が非常に重要だということは否定しているものではございません。私どもの議論の中でも、例えば子弟の就学の問題については、教育委員会も就学通知を出したりするのなるべく正確な情報がほしいという意見があります。また、世帯ごとにまとめてほしいということがあって、そういうニーズは把握しております。ただ、ワーキングチームとして、市町村のヒアリングなんかもやったのですけれども、現状では、例えば、雇用状況報告で取ろうとしているような、どこで誰が働いているというような情報については、現在の市町村の行政においては、余りご縁がないようですね、そういう方々とは、そういう情報を積極的に取っているという訳ではない。それは、とりあえず必要ない、ということだからです。

ですから、結局、市町村というのは、基礎的自治体で総合的に何でもやるということではありますけれども、細かく分けていくと、例えば雇用上きちんと権利が確保されているかみたいなことを市町

村がやっているわけではないでしょう。そうしたことは、まさに各論の議論でございまして、ここに例示をしてはおりませんが、私どもの検討の中では議論が出ているものとして、例えば、社会保険の関係については、社会保険庁からも、こういった情報のやりとりは必要であるというような意見をいただいております、考えなければならないと思っています。しかし、それを超えて、市町村というのが、およそ外国人についていろんな情報を集めたいし、集め得る存在で、しかもそういう能力を人的な資源なんかも含めて持っているというところまでの材料はございません。

中条委員 市町村だけでやってくださいというのは、それは無理なんで、だから法務省さんも厚生労働省さんも、皆さん協力して、そこに情報を、いろんなところで集めた情報は、そこでも使えるようにしようというのが趣旨であると思うんです。だから、それはどこに集中しても私は多分いいと思うんです。どこに集中するかというときに、それを使う人のインセンティブとそれを提供する人の官庁の組織のインセンティブを考えて、どこが中心になってやるかということを議論したほうがいいんじゃないかなと思うんです。

荻野参事官 それに関連して一言補足的に申し上げますが、情報をいろいろ集めるということについて、私どもが考えていますのは、個人情報取り扱いという点についてです。これについて言えば、日本人も外国人も基本的には同じ考え方が適用されると思うんです。ですからまさに個人情報保護法の考え方で、こういう目的で、目的に必要な範囲内で集められるということが、個々の情報について説明ができないといけない。この情報がないと、この行政ができないんですということではないと、一元化だ、名寄せだという話にはならないので、そこは非常に慎重な検討の必要があるということ、ご理解いただきたいと思えます。

中条委員 そこはわかりますけど、だけど、日本人の場合は住民基本台帳というのがあって、これを基礎としているんな行政サービスを受けられたりするわけですから、外国人も生活ということを中心に考えるとすれば、そこに中心があるというのは非常に自然なのではないか。私が多分入国管理局の支局の窓口にいる人間だとして、外国人の方が登録に来て、この人は家族がこういう家族だとか、お子さんはちゃんと学校に行っていますか、とか、そんなことは入国管理局の職員だったら多分聞かないだろう。だけど、市町村の窓口、役場の窓口にいる人だったら、そういうことは聞いたり、あるいは、このところはこういうところへ行くと教育受けられますからこうですよというサービスも提供できたりもするだろう。そういうことを考えると、市町村の窓口というのはすごく自然なような感じがするという、非常に素朴な議論ですけれども。

荻野参事官 おそらく市町村に来られる方について、他にこういうこともありますよとか、こういう義務もありますよということで、一旦はそれでいいと思うんですが、現実問題として、そもそも3か月ごとに転々と職場を変えていって、別に市町村の窓口に行かなくてもいいやという人がいるときに、そもそも来ない人をどうやって連れてくるかという……

有富委員 そこが問題であって。

荻野参事官 そこは、ある意味で、ぎすぎすした話になって、言い方が難しいんですけれども、先ほどご説明したようなことで、ある程度の底上げができないかということなんです。

有富委員 いつも、少し隔靴搔痒の感があるのは数字がないことなんですよね。現在在留許可

を得ている人たちの所在の確認が、例えば今は半分しかできてない、ではせめて9割やろうとか言えば、分かりやすいんです。そのために何をやればいいのかという議論をしないで、定性的な話ばかりしているから、本来はもっとアイデアが出て来ないといけないんだけども、どうにも出てこない。こうやったほうが、もっと比率が上がりますよというアイデアがね。

中条委員 まず情報を把握しましょうよということではないんですか、その点は全く同じですよ、皆さんも我々も。

井口専門委員 今度、外国人の雇用状況の把握ができるようになれば、それで職場の異動はわかってくるのではないかと思います。それが1つ糸口になるだろうと考えられます。それから、これは総務省にも関係あるのですが、今、政府のほうで「社会保障カード」の議論が出てきています。どこまで具体化されているのかよくわからないのですが、「社会保障カード」について、例えば日本人の住民登録、転入転出といったところを住基とつないでチェックするという話まで報道されています。外国人について「社会保障カード」を発給する場合、どのようにチェックをなさろうと考えておられるのか。厚生労働省はお答えいただけないのかもしれないので、場合によっては総務省のほうで何かご存じなのかと思います。どちらでも結構なんです、何かご検討になっているのであれば、支障ない範囲でお話しいただけないかと思います。

稲岡国際室長 すみません、この問題については、私は全く存じ上げておりません。申し訳ございません。

井口専門委員 それから、外国人雇用状況報告につきましては、データを紙で記録するのか、デジタル化するのかといった話が余り伝わってこないのです。報告の様式が2枚写しかなんかにあって、一方は入管局に渡して、一方は手元に置いておくといったイメージは聞いたことはあるのです。むしろ、システムを、組む際には、電子情報として登録すべきではないかという問題です。それが実現されれば、法律の別表等にこういう必要があるときはこの省庁がこの情報にアクセスできるというようなことを書き込めるようにしておいて、既存のネットワークとつなぐことも可能となると思います。雇用状況報告についてはそこはどういうふうになるのですか。

中嶋課長補佐 雇用状況報告ですが、法務省とどういう関係になるのか、これは条文に即したご説明をさせていただきますと、新たな雇用対策法の中に1つ、第29条というんですが、条文ございまして、ここにおきましては、入管法などの事務を処理する際に、外国人の在留に関する事項の確認といった観点から法務大臣のほうから求めがあった場合にこれに応じるというような仕組みになっております。つまり法務大臣のほうから入管法や外登法の事務処理の際に外国人の在留状況に関して確認をする必要があるというようなことで、これこれの情報を求めるというような求めがあって、それに応じて情報を提供するというような大きなフレームワークになっております。

これを施行する際に、何らかの提供の求めがあって、それに応じる場合に一体どういう形になるのか。紙なのか、それとも電子媒体なのかというような点だと思いますけれども、これについて、今決めているものがございませんので、それは施行までの間にもう少し頭も整理することなんですけれども、今の時点で、例えば電子媒体という意味ですけれども、電子媒体でお渡しするのはだめだとか、そういった仕組みではございません。

井口専門委員 すみません、厚生労働省としては、電子情報として処理なさるご予定なんですか。

中嶋課長補佐 報告自体は、それをきちんと管理するということが必要ですので、そのためのシステム、電子的なものですけれども、それを構築するということで考えております。

中条委員 出入国管理政策懇談会の在留管理専門部会のメンバーの方では、自治体の方は別として、法律のご専門の方と多文化共生のご専門の方ですね。エコノミストは入っていますか。

高岡管理官 経済学ご専門という方はいらっしゃらないですね。ただ、出入国管理政策懇談会のメンバーには、エコノミストの方に入っております。

中条委員 わかりました。ありがとうございます。

有富委員 多文化共生のご専門というのはどの方。

高岡管理官 山脇先生です。

有富委員 山脇先生は、上のほうの出入国管理政策懇談会の親会のメンバーなんですね。

高岡管理官 そこには入っていらっしゃいません。

有富委員 まだどうしてもお聞きになりたいことはありますか、よろしいですか。まだ限りなくあるでしょうけれども。ありがとうございました。我々のほうではっきりしていることは、規制改革会議の前身会議による第三次答申の中身と現在そちらで進んでいるところが、ちょっと整合性がとれないのではないかという認識を持っておりまして、それについて本日いろいろお話をさせていただきました。要は、共通点はどうやら情報の正確性を高めようよということですね。正確性ということでは、外国人は移動したときにきちんと、移動した当人から地方自治体に申告しないと、地方自治体からそれを追っかけているわけにいかないだろうと思うので、新しい仕組みで精度を高めるということだと思います。その辺について、また、これからもいろいろ教えていただいたり、ご要望を申し上げたりということがあると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。本日はお疲れさまでございました。ありがとうございます。